

「新しい総合計画（原案）」に対する意見書

団体名 一般社団法人 北海道自然保護協会
責任者 会長 在田 一則（ありた かずのり）
住 所 札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル内
電話番号 011-251-5465

『新しい総合計画（原案）』は83頁あり、内容も多岐にわたっています。したがって、意見をまとめるにはそれなりの時間が必要です。しかし、『新しい総合計画（原案）』に関わる道民の意見募集要領の発信日付は2015年11月26日となっておりますが、この意見募集の通知メール[発信日：2015年12月15日（火）、Subject: 【ご案内】「新しい総合計画」（原案）に係るパブリックコメントの実施について（北海道庁）]が当協会に届いたのは、12月15日でした。そして、意見募集の締切日は12月25日（金）とありました。したがって、『新しい総合計画（原案）』を精査し、本協会としての意見をまとめる十分な時間がありませんでした。これでは、道民から真摯で有益な意見を得るには不十分と考えます。

このような事態は当協会としてはまことに遺憾であります。今後の意見募集のあり方を改善するためにも、協会への通知がこのように遅れた理由についてお答えいただきたく存じます。

意 見

総論意見

北海道の自然環境を保全する観点から今後10年間の『北海道の総合計画（原案）』を読みますと、今日のかつ世界的なキーワードである「生物多様性の保全」は散見されますが、その具体的な記述は非常に不十分です。北海道は、本道の自然環境の保全や生物多様性保全に関して、『北海道自然環境保全指針』や『北海道生物多様性基本計画』に示された高い見識を持って取り組んできたと思います。しかし、今回の『北海道の総合計画（原案）』にはそれらの見識が踏襲されていないと考えますので、各所で、生物多様性保全を明記していただきたい。

ちなみに、26年前の1989年7月に策定された『北海道自然環境保全指針』では、「本道は、四面豊かな海に囲まれ、気候的には温帯から亜寒帯への移行帯に属し、変化に富む山岳や天然林を主体とした広大な森林、広漠とした湿原、清澄な水をたたえる湖沼などが織り成す雄大な北方的景観と豊かな動植物が生息・生育する良好な自然環境に恵まれている。」とし、「この恵まれた自然は、道民一人ひとりの生存と諸活動の基盤であり、本道の発展を支える源泉であるとともに、道民の潤いと安らぎある生活環境を確保するために欠くことのできない貴重な財産である。この自然のもたらす恵沢を、現在のみならず将来にわたって享受できるようにすることは、現代に生きる我々の責務であり、そのためには自然のかけがえのなさを正しく認識し、行動する必要がある。」と謳っています。

また、このような北海道の自然に対する見識にたって、2010年7月に策定され、2015年9月に一部変更された『北海道生物多様性保全計画』では、「こうした自然環境は、大気や水や土壌など、私たち道民のいのちや暮らしの基盤となっているばかりでなく、本道の農業や水産業を支え、全国の食料基地に

発展させた原動力となり、また、その美しい景観は優れた観光資源にもなっています。」「道では、自然環境の保護と利用に関する取組を長期的に進めていくため北海道自然環境保全指針を策定し、自然環境の保全に関する基本的な方向などを明らかにするとともに、北海道生物の多様性の保全等に関する条例を制定するなど自然環境を守る施策を進めてきました。また、農林水産業の分野においては、自然環境が作り出す産物を持続的に利用する視点を取り入れた計画などの策定を進める一方、建設業などにおいても、廃材の利用や省エネルギー化といった自然環境への負荷低減に努めてきました。」と述べています。

各論意見

1 キーワード「生物多様性保全」を適宜加えるべきです。

具体的には、

- 1) 第2章 **1 北海道の将来展望**の「地球環境問題の深刻化」(8頁)は、「地球温暖化」だけではありません。「生物多様性保全」は、地球温暖化と同様に、国際条約(生物の多様性に関する条約)を締結した大きな地球環境問題になりますので、生物多様性保全に関わる文章も必ず併記すべきです。それに対応して**北海道の将来展望**では、「自然環境の保全・生物多様性保全」を明記する必要があります。
- 2) 11頁の**〈優れた自然環境・豊かな自然と森林〉**においては、知床世界自然遺産や23の自然公園が特記されていますが、北海道全体の生物多様性の特徴として記述していただきたい。
- 3) 14頁の「潜在力のある地域資源」と「食や観光をはじめとした様々な強み」はそれぞれ、「自然資源・生物多様性などを含む地域の資源」と「食、自然資源、観光をはじめとした様々な取り組み」に修正していただきたい。同じ修正は、19頁の「北海道ブランド」や23頁の「多彩な地域資源」でもお願いしたい。
- 4) 15頁の将来像③(豊かな自然と共生する)の将来像の設定方向の「⇒自然環境を保全・活用・継承する」を「⇒生物多様性を保全し、自然環境を保全・活用・継承する」としていただきたい。
- 5) 18頁の将来像③(豊かな自然と共生する)の【将来の具体の姿】に第1項として、「北海道の生物多様性の保全に努力しています。」を加えるべきです。また、世界は、北海道の豊かな自然に注目しますので、「世界が注目する環境とエネルギーのバイオニア」ではなく、「世界が注目する豊かな自然・生物多様性の保全とエネルギー自給・地域循環システムの構築」と修正していただきたい。
- 6) 24頁の小項目の(3)の「豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承」を前ページに倣って、「豊かな自然の価値・恵みと生物多様性の保全と次代への継承」とすべきです。

2 附属資料 総合計画の指標設定について

72頁、2指標一覧の「(3)豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承」において、環境基準達成率とエゾシカ個体数指数だけが示されておりますが、生物多様性保全に関わる指標も設定すべきです。たとえば、生物多様性保全では生息地・生育地の保全が重要ですが、減少の程度に関する現地確認が少ない現状にあるので、「絶滅危惧生物の現地調査率」を加えるべき、と考えます。

3 第1章、第2章などに、「時のアセスメント」の考え方を盛り込むべきです。

自然災害が多い我が国では、「強靱な北海道づくり」(34頁)を否定するものではありませんが、一般に国土強靱化実施に伴う公共事業は、一度始まったら、社会的あるいは財政的環境が変わってもその事

業が継続されるという傾向があります。しかし、北海道には、堀元知事が 1997 年に提唱し、翌年からは国政でも導入された「時のアセスメント」という誇るべき公共事業のチェック制度がありますので、その活用を明記すべきです。

具体的には、

- 1) 2 頁の〈情勢の変化などに柔軟に対応する計画〉の「・・・目標に向けた指標を掲げ、計画の推進状況を・・・」を「・・・目標に向けた指標を掲げ、「時のアセスメント」の精神に基づいて、計画の推進状況を・・・」とすべきです。
- 2) 34 頁の政策の方向性の〔大規模自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服〕において、第 5 項として「上記の道路施設及び治水・砂防・海岸保全などの公共施設の建設・整備に際しては、地元住民の生活体験による意見を十分取り入れるとともに、「時のアセスメント」に基づき社会情勢や財政環境を考慮して、適時見直しを図ります。」を加えるべきです。

4 再生可能エネルギーについて

現今のエネルギー事情や二酸化炭素削減の重要な課題から、各種再生エネルギーの利用を否定するものではありませんが、それらが自然環境あるいは住民の生活や健康に与えるマイナス面について、現実に国内外でいろいろな被害があるにも拘らず、一般に十分には検討されていません。たとえば、風力発電では、建設時の自然破壊、建設後のバードストライクなどの生物への影響や周辺住民への健康被害などがあります。また、太陽光発電では、太陽光パネルに含まれる有害物質の処理や膨大に使用される太陽光パネルの使用後の廃棄処理などの深刻な課題があります。したがって、12 頁の〈豊富で多様なエネルギー資源〉の第 1 項の最後に、「各種再生可能エネルギーの活用にあたっては、北海道の自然環境保全や生物多様性保全及び地域住民など道民の健康と安心を守ることを予防原則の立場から十分に配慮します。」を書き加えるべきです。

5 ダム問題に関連して

日本には多くのダム（いわゆるダムは約 3,000 基、砂防ダムは 90,000 基以上、治山ダムに至ってはその数倍という）があります。ダムの役割はそれなりにありますが、生物多様性や景観、河川や海洋の環境、あるいは住民の生活や産業への悪影響など、ダムのマイナス面も厳然と存在します。最近では、異常気象による豪雨などに対するダムの効果が疑われ、陸と海を巡る生物多様性・地形・地質・水環境への弊害も大きな問題となっています。河川治水に関しても、ダムに頼るのではなく、堤防の嵩上げや遊水池など総合的な治水対策により、流域の生物多様性を保持した方法が望まれます。『新しい総合計画（原案）』においても、そのような立場から道民の安全を保持する治水対策を考えるべきです。

具体的には、たとえば、9 頁〔大規模自然災害リスクの高まり〕の「このため、強靱な国土を形成していくためには、ソフト・ハード両面から防災・減災対策を進める必要があります。」に続けて、「なお、河川の治水対策にあたっては、堤防の嵩上げや遊水池など総合的な治水対策により北海道の河川のすぐれた河川生態系を保持するように努めます。」と加えるべきです。

6 アイヌ問題に関連して

12 頁、22 頁、52 頁に、北海道の独自の歴史・文化として自然と共生する英知を伝えるアイヌ民族の歴史や文化の継承を取り上げているのは評価されます。しかし、12 頁〈独自の歴史・文化〉第 2 項の

最後の文章「また、急速な近代化を成し遂げた明治以降の開拓の歴史は、開発途上国のモデルともなっています。」は、和人によるアイヌ民族虐待の歴史や明治開拓期以降から現在も続くアイヌ差別や人権無視を無視しており、明治以降の開拓の歴史を美化しています。前の文章との文脈では、この文章は、民族差別を開発途上国に推奨しているように誤解されます。したがって、この文章は削除し、それに変えて、「しかし、明治以降もアイヌ民族の人権が無視されたこともあって、道民にアイヌの歴史と文化が十分に理解されていない現実を直視して、独自の文化を後世に継いでいくことが重要です。」とすべきです。